

平成30年度

八戸工業大学自己点検・評価報告書
概要版

平成31（2019）年 2月

八戸工業大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	... 3
1. 建学の精神	
2. 教育理念	
3. 使命・目的	
4. 個性・特色等	
II. 沿革と現況	... 7
1. 本学の沿革	
2. 本学の現況	
III. 八戸工業大学自己点検・評価活動の評価基準に基づく自己評価	... 11
基準 1. 使命・目的、教育目的について	
基準 2. 学生について	
基準 3. 教育課程について	
基準 4. 教員・職員について	
基準 5. 経営・管理と財務について	
基準 6. 内部質保証について	
基準 7. 社会連携について	
IV. 法令等遵守状況一覧	... 19
学校教育法	
学校教育法施行規則	
大学設置基準	
学位規則	
私立学校法	
学校教育法（大学院関係）	
学校教育法施行規則（大学院関係）	
大学院設置基準	
学位規則（大学院関係）	

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神

学校法人八戸工業大学の建学の精神は「正己以格物」（己を正し以て物に格る）である。法人全体の経営方針と基本的な教育方針として、人格、徳性の涵養ならびに知性の練磨を象徴的に表す「正己以格物」を不易の綱領と定め、建学の精神としている。

この言葉は、儒教の根本精神を表した四書五経の一つ「大学」に拠るもので、物の道理をよく見極め、広く知識を求め、社会における自己の役割が如何なるものかを深く認識し、高い倫理性をもって行動することの重要性を説いているものである。

本法人は、この建学の精神に基づき、社会の負託と時代の要請に応えることを要諦とし、創造的、個性的な自己思考能力を有する有為の人材を養成している。

2. 教育理念

本学の教育理念は「良き技術は良き人格から生まれる」である。この理念は、本学の教育研究方針の根本をなすものであり、「良き職業人となるためには、高度な専門知識とともに豊かな人間性と総合的な判断力をもつ」ことが必要であることを意味している。上記の建学の理念とも相通ずるものである。

3. 使命・目的

この教育理念を受けて、本学の使命・目的は次のように定められている。

大学（学部）においては、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させ、あわせて人類の幸福を希求する科学技術の振興と文化の創造ならびに地域社会の発展に寄与することを目的」としている（大学学則第1条）。さらに、詳細は略すが同学則第3条において、工学部、感性デザイン学部及び各学科の教育研究上の目的を具体的に示している。

大学院においては、「学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めるとともに、学術研究を通して深い教養と豊かな人間性を涵養し、広く文化の進展と社会の発展に寄与することを目的」としている（大学院学則第1条）。さらに、詳細は略すが同学則第6条において、工学研究科博士前期・後期課程及び各専攻の教育研究上の目的を具体的に示している。

4. 個性・特色等

（1）教育

- * 工学からデザインまで、学部から大学院博士後期課程まで、幅広い分野を基礎から高度専門まで学べること
- * 伝統的に継続・発展させてきた担任制度などにより充実した学修支援を行ってきたこと
- * 教育改善に積極的に取り組んできたこと

（2）研究、地域連携・貢献

- * 自由な雰囲気と比較的良好な環境のもとで研究を行なえること
- * 地域連携・貢献の研究や活動が活発であること
- * 研究助成の活用や教職員のネットワーク力で幅広い研究が可能であること
- * その他、受託調査・研究、国際交流についても着実な実績があること

（3）施設・設備、組織等

自然豊かな広い校地と多くのスポーツ施設があり、学生が自由に利用できる自習室などの施設・設備も比較的整っている。また、付近にはリーズナブルな経費で面倒見の良い下宿が多い。

高度な教育研究設備・装置が整っており、最新の大型実験装置もある。小規模であることを活かして部局間の連携が比較的スムーズに行われている。また、教職員間の垣根が低く教職協働による大学運営の素地は十分にある。

法人傘下に幼稚園、中学校、二つの高校があり、高大連携を中心に一貫教育が可能な組織体制となっている。

(4) 本学の周辺地域の魅力

八戸は中核市であり、新幹線・高速道・港湾・空港を備えた交通至便の街である。工業・水産業・農林畜産業を中心とした北奥羽の要となる産業都市として今後も発展する可能性が高い。

北奥羽地方には豊かで多彩な文化・歴史・自然環境・食など、社会・環境・観光面での魅力も多い。三陸復興国立公園の起終点となっていることも大きな魅力である。地元では当たり前で見逃していたことが高校生や来訪する企業人等に魅力や再発見の好材料となる可能性がある。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和31年 4月 1日	八戸高等電波学校を開校
昭和34年 2月12日	学校設置者名を学校法人八戸電波高等学校に改称
昭和34年 3月31日	八戸高等電波学校を廃止
昭和34年 4月 1日	八戸電波高等学校(現:八戸工業大学第一高等学校)を開校
昭和36年11月 1日	学校設置者名を学校法人八戸電波工業高等学校に改称
昭和46年 4月 1日	さくら幼稚園を開園
昭和47年 1月29日	学校設置者名を学校法人八戸工業大学に改称八戸工業大学の設置認可
昭和47年 4月 1日	八戸工業大学(工学部機械工学科・産業機械工学科・電気工学科)を開学
昭和50年 4月 1日	八戸工業大学第二高等学校を開校
昭和51年 4月 1日	工学部に土木工学科及び建築工学科を設置
昭和57年 4月 1日	工学部にエネルギー工学科を設置
昭和61年 3月18日	工学部産業機械工学科の廃止認可同日同学科を廃止
昭和63年 4月 1日	工学部食品工学研究所及び情報システム工学研究所を設置
昭和63年 7月18日	中華人民共和国瀋陽工業大学と友好的な学術交流に関する協定を締結
平成 3年12月20日	工学部機械工学科・電気工学科・土木工学科・建築工学科・エネルギー工学科の期間(平成4年度から平成11年度)を付した入学定員の増加(収容定員2400名)に係る学則の変更認可
平成 3年 5月21日	ロシア連邦共和国ハバロフスク州立工科大学と学術交流に関する議定書を交換
平成 5年 4月 1日	工学部に構造工学研究所を設置
平成 6年 4月 1日	総合教育センターを設置 工作工場を工作技術センターに改称
平成 7年 4月 1日	大学院工学研究科修士課程を設置(機械システム工学専攻、電気電子工学専攻、土木工学専攻)
平成 8年 4月 8日	中華人民共和国瀋陽工業大学と友好的な学術交流の実施に関する協議書を交換
平成 9年 4月 1日	大学院工学研究科博士後期課程を設置(機械システム工学専攻、電気電子工学専攻、土木工学専攻)
平成11年 4月 1日	大学院工学研究科修士課程建築工学専攻を設置 工学部システム情報工学科を設置 工学部電気工学科を電気電子工学科へ名称変更
平成11年10月22日	工学部の期間を付した入学定員の廃止に伴う収容定員の増加(収容定員(1360名を1760名)に係る学則の変更認可
平成13年 4月 1日	大学院工学研究科博士後期課程建築工学専攻を設置 工学部機械工学科を機械情報技術学科、土木工学科を環境建設工学科へ名称変更
平成13年10月19日	八戸大学との単位互換に関する協定締結
平成14年 3月25日	アメリカ合衆国ウェスレー大学と学術交流に関する協定を締結
平成14年 4月 1日	工学部に生物環境化学工学科を設置 工学部に異分野融合科学研究所を設置
平成14年10月 9日	「八戸工業大学教育研究後援会」を設立

平成15年 4月 1日	工学部電気電子工学科を電子知能システム学科へ名称変更
平成16年 9月11日	中華人民共和国新疆大学と友好的な学術交流に関する協定並びに実施に関する協議書を締結
平成17年 4月 1日	感性デザイン学部感性デザイン学科を設置（入学定員70名、収容定員280名）を設置 教育研究戦略室を設置
平成17年 4月 8日	中華人民共和国瀋陽工業大学への学部学生の留学に関する協議書を締結
平成18年 4月 1日	事務組織を変更し、教務部及び学生部を学務部及び入試部に改める
平成19年 4月 1日	大学院工学研究科機械システム工学専攻を機械・生物化学工学専攻に同電気電子工学専攻を電子電気・情報工学専攻へ名称変更
平成19年 5月 1日	「社会連携学術推進室」「基礎教育研究センター」を設置
平成19年10月26日	八戸大学、八戸工業高等専門学校と学術交流の協定を締結
平成20年 6月27日	工学部並びに感性デザイン学部各学科の収容定員（工学部1360名感性デザイン学部240名に）変更
平成21年 4月 1日	事務組織を変更し、大学事務部会計課を法人事務局財務課に統合、事務部庶務課を学事課に改める 工学部土木建築工学科を設置（入学定員70名、収容定員280名） 工学部生物環境化学工学科をバイオ環境工学科へ名称変更
平成22年 4月 1日	工学部電子知能システム学科を電気電子システム学科へ名称変更
平成22年 4月22日	異分野融合科学研究所をエネルギー環境システム研究所へ名称変更
平成23年 3月11日	東北地方太平洋沖地震により校舎等に多大な被害
平成26年 3月11日	公益財団法人日本高等教育評価機構（JIHEE）から同機構が定める大学評価基準に適合していると認定される
平成26年 6月23日	太平洋国立大学（ロシア）と八戸工業大学の教育、学術交流に関する協力合意書を締結する
平成26年 8月27日	八戸市と連携に関する協定を締結する
平成27年 4月 1日	八戸工業大学大学院工学研究科土木工学専攻を八戸工業大学大学院工学研究科社会基盤工学専攻へ名称変更する
平成27年 4月28日	八戸工業大学エネルギー環境システム研究所を八戸工業大学地域産業総合研究所へ名称変更する
平成27年 9月24日	八戸工業大学と国立研究開発法人海洋研究開発機構との連携・協力に関する協定を締結する
平成28年 2月 2日	国立大学法人室蘭工業大学環境・エネルギーシステム材料研究機構と八戸工業大学地域産業総合研究所との学術・研究交流協定を締結する
平成28年 9月21日	八戸工業大学と中華人民共和国瀋陽工業大学間の友好的な学術交流に関する協定ならびに実施に関する協議書を延長する
平成29年 4月 1日	八戸工業大学学務部に学生支援センターを設置する
平成29年 4月 1日	八戸工業大学社会連携学術推進室にIR分室を設置する
平成29年 6月21日	八戸工業大学と国立ユーラシア大学（ENU）間の協力合意書を締結する
平成30年 4月 1日	八戸工業大学工学部機械情報技術学科を機械工学科へ名称変更する 工学部電気電子システム学科を電気電子工学科へ名称変更する 工学部バイオ環境工学科を生命環境科学科へ名称変更する 感性デザイン学部感性デザイン学科を創生デザイン学科へ名称変更する

- 平成30年 6月18日 八戸工業大学とカザフスタン共和国カザフスタン建築土木大学との協力合意書を締結する
- 平成30年 7月24日 八戸市、八戸商工会議所及び八戸市高等教育連携との包括的な連携に関する協定を締結する
- 平成30年 7月24日 八戸市高等教育連携機関設置要綱、参画同意書、運営に係る連絡協議会運営規定を取り交わす
- 平成30年 7月31日 八戸工業大学インフラ防災技術社会システム研究センターと国立大学法人東北大学災害科学国際研究所との学術・研究交流協定書を締結する
- 平成30年 8月23日 八戸工業大学と青森県立八戸工業高等学校との教育および研究に関する連携協定書に関しての覚書を取り交わす
- 平成30年 9月 5日 八戸工業大学と階上町との連携に関する協定書を締結する

2. 本学の現況

大学名 八戸工業大学

所在地

校地	所在地
大開校地	青森県八戸市大字妙字大開88番地1号

学部及び大学院の構成

学部・研究科・課程	学科・専攻	備考
工学部	機械工学科	平成30年度機械情報技術学科より名称変更
	電気電子工学科	平成30年度電気電子システム学科より名称変更
	システム情報工学科	
	生命環境科学科	平成30年度バイオ環境工学科より名称変更
	土木建築工学科	
感性デザイン学部	創生デザイン学科	平成30年度感性デザイン学科より名称変更
大学院工学研究科 博士(前期・後期)課程	機械・生物化学工学専攻	
	電子電気・情報工学専攻	
	社会基盤工学専攻	

学生数、教員数、職員数

学部 of 学生数

在席学生数（平成30年5月1日現在）

（工学部・感性デザイン学部）

（ ）女子内数

学年 学部 学科		収容定員	1	2	3	4	合計
			工学部	機械工学科	320	48 (1)	
電気電子工学科	240	40 (3)		27	29	30 (1)	126 (4)
システム情報工学科	280	77 (8)		85 (10)	53 (2)	53 (5)	268 (25)
生命環境科学科	240	26 (11)		30 (7)	37 (5)	27 (10)	120 (33)
土木建築工学科	280	68 (6)		69 (5)	74 (12)	65 (8)	276 (31)
小計	1360	259 (29)		257 (24)	243 (19)	219 (24)	978 (96)
感性デザイン学部	創生デザイン学科	240	49 (20)	53 (29)	36 (16)	30 (15)	168 (80)
	小計	240	49 (20)	53 (29)	36 (16)	30 (15)	168 (80)
合計		1600	308 (49)	310 (53)	279 (35)	249 (39)	1146 (176)

大学院 of 学生数

在席学生数（平成30年5月1日現在）

（大学院工学研究科）

（ ）女子内数

専攻名称	年次	博士課程前期			博士課程後期					合計
		収容定員	1	2	小計	収容定員	1	2	3	
機械・生物化学工学	10		2 (1)	2 (1)	6					2 (1)
電子電気・情報工学	10	2 (1)	4	6 (1)	6					6 (1)
社会基盤工学	10	1	2	3	6	1		1	2	5
計	30	3 (1)	8 (1)	11 (2)	18	1		1	2	13 (2)

教職員数

() 女子内数

区 分	専 任														合 計	非 常 勤 講 師	総 計	
	教 員									職 員								
	学 長	副 学 長	学 長 補 佐	教 授	准 教 授	講 師	助 教	助 手	小 計	事 務 職 員	技 術 職 員	技 能 職 員	労 務 職 員	小 計				
八戸工業大学	1	2 (1)	1						4 (1)	34 (15)	1	3		38 (15)	42 (16)	80 (7)	122 (23)	
工 学 部	機械工学科				4	3	3			10		3	1		4	14		14
	電気電子工学科				4	3	1			8		2			2	10		10
	システム情報工学科				4	6				10		2			2	12		12
	生命環境科学科				5 (1)	2 (1)	1	1 (1)		10 (3)		2			2	12 (3)		12 (3)
	土木建築工学科				6	3	2			11		2			2	13		13
デザイン学部				5 (1)	6 (2)	2			13 (3)		1			1	14 (3)		14 (3)	
基礎教育研究センター				2	1	2 (1)	1		6 (1)		2 (1)			2 (1)	8 (2)		8 (2)	
地域産業総合研究所				1														
総 計	1	2 (1)	1	32 (2)	24 (3)	11 (1)	2 (1)		73 (8)	34 (15)	15 (1)	4		53 (16)	126 (24)	80 (7)	206 (31)	

Ⅲ. 八戸工業大学自己点検・評価活動の評価基準による自己評価

基準	点検項目	評価の視点	判定	改善、向上方策（判定が△か×の場合に記入）
基準 1	使命・目的、教育目的について			
	1-1. 使命・目的及び教育目的の設定			
		(1) 意味・内容が具体性に明文化され、またその趣旨が一貫していること。	○	
		(2) 簡潔に文章化されていること。	○	
		(3) 本学の個性・特色を反映し、明示していること。	○	
		(4) 社会情勢などの変化に対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しを行っていること。	○	
	1-2. 使命・目的及び教育目的の反映			
		(1) 策定などに役員、教職員が関与・参画し、理解と支持を得ていること。	○	
		(2) 学内外へ周知していること。	○	
		(3) 中長期的な計画に反映していること。	○	
		(4) ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーに反映していること。	○	
		(5) 使命・目的及び教育目標を達成するため、教育研究組織に関する規則等を整備していること。	○	

基準 1 総評

使命・目的及び教育目的は具体的に明文化され、またその趣旨は学部・学科にわたり一貫している。また、それは簡潔に文章化されている。

本学の特色は地域に根差した知の拠点としての機能であり、それを反映・明示されていることが、大学要覧等に示されている。社会情勢は問題解決能力やコミュニケーション能力を持った人材育成がますます要請されているなかで、例えば学則の教育研究上の目的に「社会の変化に対応できる柔軟な思考力をもった人材」を明記するといったように、社会への使命や教育目的を見直し、反映している。

また、教職員が一同に会すことで、様々な策定への関与・参画し、理解を求める場を定期的に設けている。これらの内容は大学要覧（教職員向け）や学生要覧（学生向け）での全学的な周知と、HPでの学外的な周知を行っている。

使命・目的及び教育目的は、中長期計画への反映がされており、またディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーへも反映されている。

これらを達成するための組織が整備され、定期的、かつ変化へ対応できる体制となっている。

基準	点検項目	評価の視点	判定
基準2.	学生について		
	2-1. 学生の受入れ		
	(1) 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知をしていること。		○
	(2) アドミッション・ポリシーに沿い、入学者選抜は公正かつ妥当な方法であり、適切な体制のもとに運用していること。		○
	(3) 入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保していること。		△
	2-2. 学修支援		
	(1) 教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制が適切に整備・運営していること。また、障がいのある学生への配慮や、中途退学者、休学者及び留年者の実態及び原因分析、改善方策について行っていること。		○
	(2) 教員の教育活動を支援するため、職員やTA (Teaching Assistant)などを適切に活用していること。また、オフィスアワー制度を全学的に実施し、学修支援の充実化に取り組んでいること。		○
	2-3. キャリア支援		
	(1) インターンシップなどのキャリア教育支援や、就職・進学に対する相談・助言の体制を整備していること。		○
	2-4. 学生サービス		
	(1) 学生生活の安定のため、学生サービス、厚生補導のための組織を設置し、機能していること。また、学生の心身に関する相談や支援など適切に行っていること。		○
	2-5. 学修環境の整備		
	(1) 校地、校舎等について、快適な学修環境が整備され、適切な運営と管理を行っていること。		○
	(2) 実習施設、図書館等が有効活用されていること。図書館においては、規模、学術情報資料、開館時間などに利用できる環境を整備していること。		○
	(3) バリアフリーをはじめ、施設や設備の利便性に配慮していること。		△
	(4) 授業を行う学生数について、教育効果が十分に上げられるよう適切な人数編成となっていること。		○

改善、向上方策（判定が△か×の場合に記入）

2-1 (3) の改善、向上方策
 ・教育に対する地域や企業からの評価は高い。また、外部資金を確保した高度な研究も複数行われている。さらに、低住居費のおかげで就学費用が比較的安価である。これらの魅力を広報することで、地域からの入学者を増やしたい。
 ・地域の人口減に対応するために、専門知識を持った学生の地域還元をさらに押し進め、地元就職に有利な状況を広報したい。
 ・多様なニーズに対応するために、学科横断型副コースに、これまでの「原子力工学副コース」に加えて、H30年度より「海洋学副コース」を開設した。また、地域の課題を解決できる人材を育成するために「地域づくりコース」を開設した。
 ・学力優秀な人材確保のために、H30年度から特別教育を行う「オナーズプログラム」を開設した。工学部には“グローバルに活躍できる科学技術者の育成をめざす”「スーパーエンジニア養成コース」を、感性デザイン学部には“地域の未来をプロデュースできる人材の育成をめざす”「地域活性化リーダー養成コース」をそれぞれ設けた。
 ・人口減に対応して定員の変更を行いたい。

2-5 (3) の改善、向上方策
 ・年次計画を策定し、施設・設備の利便性拡充に努める。
 ・学内いずれの場所からでも学内施設を利用可能とするために、体育館、図書館・食堂・売店・各教室等へアクセスするためのバリアフリー化が必要。

基準	点検項目	評価の視点	判定	改善、向上方策（判定が△か×の場合に記入）
	2-6. 学生の意見・要望への対応			
		(1) 学修支援に関する学生の意見・要望をくみ上げる体制が整備されており、その結果が体制改善に反映されていること。	○	
		(2) 心身に関する健康相談や経済的支援をはじめとする、学生生活に関する学生の意見・要望をくみ上げる体制が整備されており、その結果が体制改善に反映されていること。	○	
		(3) 学修環境に関する学生の意見・要望をくみ上げる体制が整備されており、その結果が体制改善に反映されていること。	○	

基準 2 総評

学生の受け入れや支援全般について、学生の受け入れに関しては、アドミッション・ポリシーを策定し、それに沿った公正かつ妥当な体制のもとに運用している。しかし、北東北の人口減少は激しく、入学定員を確保できていないのが現状である。それに対して、多様なニーズに対応するために、学科横断型プログラムを設け、学力優秀な人材確保のために「オナーズプログラム」を開設している。また、人口減に対応するために定員の変更も予定している。

教職協働の学生支援については、学生支援センターを発足し、障がいのある学生や支援が必要な学生への対応が整えられている。また、その他に専門のカウンセラーを配置した学生相談室が運用されている。

教員の教育活動を支援するため職員やTAを適切に配置して補助業務を実施している。また、学生がオフィスアワーに参加できるように学生に適切に周知している。

キャリア支援については、正課の科目として1学年からキャリア教育を実施しており、その中ではLP（ラーニング・ポートフォリオ）を利活用して、学生と教員相互のコミュニケーションを定期的にとっている。

学生生活の安定のため、学生サービス、厚生指導のための組織として、上記にもあるように、学生相談室、学生支援センターが整備されている。また、健康管理については、保健室での応急処置・健康相談を行い、校医も定められている。学生は学生教育研究災害傷害保険に加入しており、保険料は大学が負担している。その他にもインターンシップや各種実習等に参加する学生のために学研災付帯賠償責任保険が整備されている。

下宿に関しては登録基準を設け、各種条件を定め、定期的にアンケート調査や懇親会等を行い、学校と相互で学生指導を行っている。

新入生のためには宿泊を入れたオリエンテーションを実施し、新入生の悩みを汲み取り、かつ友人を増やして学生生活を有意義にしてもらうため、4年生などリーダー学生も引率して学生生活に必要な知識や方向づけを体得させている。

奨学制度は、日本学生支援機構奨学金の他、学業上位やスポーツ活動で優秀な成果をおさめた学生に学費の減免措置をとっている。また、経済支援が必要となった学生や災害に遭った学生に授業料の減免措置をとっている。

学友会は教職員も学友会の特別会員となっており、教職員と学生相互で運営をおこなっている。

学修環境の整備としては、図書館、パソコンを備えた教室等の学習施設、運動場、野球場等の運動施設、および食堂、売店、部活動の部室等の福利厚生施設が整備され、適切に管理、運用されている。また、授業においてもクラス分けを実施するなど教育効果に配慮した対応がなされている。ただし、身体障害者の施設利用という面でも改善が進められているが、バリアフリー化が不十分な箇所などがあり、改善の余地がある。

学生からの意見・要望については、各種のアンケートを実施することによりそれを汲み上げ、各部局との連携を図った上で学習支援・学修環境への対応・改善を行っている。また、学生課、学生支援センターなどの組織が整備され、個々の学生に対する心身面、経済的からの能動的な配慮・対応がなされている。

基準	点検項目	評価の視点	判定	改善、向上方策（判定が△か×の場合に記入）
基準3	教育課程について			
	3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定			
		(1) 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、学内外へ周知していること。	○	
		(2) ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、終了認定基準等を適切に定め、学内外へ周知していること。	○	
		(3) 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、終了認定基準等が厳正に適用していること。	○	
	3-2. 教育課程及び教授方法			
		(1) 教育目標を踏まえたカリキュラム・ポリシーを定め、学内外へ周知していること。	○	
		(2) カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されていること。	○	
		(3) カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施していること。	○	
		(4) 教養教育を適切に実施していること。	○	
		(5) 教授方法について、組織体制が整備され運用していること。また単位制度の実質が保たれていること。	○	
	3-3. 学習成果の点検・評価			
		(1) ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法が確立され、運用していること。	○	
		(2) 学修成果の点検・評価結果について、教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックされていること。	○	

基準3 総評

単位認定、卒業認定、修了認定に関して、ディプロマ・ポリシー、および、これをもとにした単位認定基準、進級基準、卒業認定基準などが定められ、かつ、それらをもとにした運用がなされている。また、こうしたポリシーや基準は学外へも公開されている。

教育課程及び教授方法については、カリキュラム・ポリシー、および、これをもとに体系的な教育課程が編成、実施されている。また、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは一貫性が確保されている。教養教育も適切に実施している他、教授方法、単位制度についても適切に整備、運用されている。単位制度についても実質が保たれている。

学習成果の点検・評価については、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法が確立、運用されている。学修成果の点検・評価結果についても適切なフィードバックがなされている。

なお、感性デザイン学部からは、JABEE資料に相当するものが提出されなかったが、今後、同様の自己点検を実施することが望まれる。

基準	点検項目	評価の視点	判定	改善、向上方策（判定が△か×の場合に記入）
基準 4.	教員・職員について			
	4-1. 教学マネジメントの機能性			
		(1) 大学の意思決定と教学マネジメントにおける、学長の適切なリーダーシップが確立・発揮していること。また、学長がリーダーシップを発揮できるための補佐体制が整備されていること。	○	
		(2) 権限の適切な分散と、責任の明確化に配慮した教学マネジメントを構築していること。	○	
		(3) 使命・目的の達成のため、教学マネジメント体制を構築していること。また、教学の遂行に必要な職員の配置が適切であり、役割を明確化していること。	○	
	4-2. 教員の配置・職能開発等			
		(1) 大学及び大学院に必要な専任教員を確保し、適切に設置してしていること。また教員の採用・昇任の方針に基づく規程を定め、適切に運用していること。	○	
		(2) FD(Faculty Development)をはじめとした、教育内容・方法等の改善や工夫、開発など効果的な実施とその見直しを行っていること。	○	
	4-3. 職員の研修（担当部署：事務部）			
		(1) SD(Staff Development)をはじめとした、大学運営に関わる職員の資質・能力向上のための研修などの実施とその見直しを行っていること。	○	
	4-4. 研究支援			
		(1) 快適な研究環境が整備され、適切な運営と管理を行っていること。	△	4-4 (1) の改善、向上方策 ・優先順位付けと中長期計画が必要である。 ・研究費及び研究装置に対して大学予算のみでは十分に配分できないことから、科研費を主とした競争的資金・外部資金を獲得し活用する必要がある。そのため応募申請書の作成指導・添削アドバイスを行うなど、新規かつ組織的な取り組みを実施・検討している。
		(2) 研究倫理に関する規則が整備され、厳正に運用していること。	○	
		(3) 研究活動への資源配分に関する規則が整備され、設備支援とRA(Research Assistant)などの人的支援が行われていること。また、外部資金導入の努力を行っていること。	△	

基準 4 総評

大学の意思決定における学長の適切なリーダーシップが発揮できるよう、学長のリーダーシップを補佐するための体制と教学マネジメント体制を確立している。教学マネジメントにおいて、権限の適切な分散と、責任の明確化に配慮した体制を構築しており、大学の使命・目的の達成のため、教学の遂行に必要な職員は適切に配置している。

教員の配置と昇任は規定に基づき適切に実施している。教育改善活動は教育改革委員会の下、継続的に実施している。教職員の研修は、研修内容を選択し実施する組織の規程を定め、この組織の下、実施している。

研究支援は、大学の現状に即した範囲で可能な体制をとっている。しかし、「快適な研究環境」は定義不明のため、その整備の有無を判断することはできない。一方で、研究費は、全教員一律に配分される基本費の他に、学内競争的資金と、大型設備保守費・海外出張旅費が予算化され、限られた経費の中で適切に配分されている。また、外部資金獲得に向けた支援を行っている。

基準	点検項目	評価の視点	判定	改善、向上方策（判定が△か×の場合に記入）
基準5	経営・管理と財務について			
	5-1. 経営の規律と誠実性			
		(1) 経営の規律と誠実性の維持がなされていること。	○	
		(2) 使命・目的の実現するため継続的努力をしていること。	○	
		(3) 環境保全や人権について配慮がされていること。また、学内外に対して危機管理体制が整備され、適切に機能していること。	○	
	5-2. 理事会の機能			
		(1) 使命・目的の達成に向けた意思決定の体制が整備され、適切に機能していること。	○	
	5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック			
		(1) 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化のため、意思疎通と連携を適切に行っていること。	○	
		(2) 法人及び大学の各管理運営機関において相互チェック体制が整備され、適切に機能していること。	○	
	5-4. 財務基盤と収支			
		(1) 中長期的な計画に基づく財務運営を行っていること。	○	
		(2) 安定した財務基盤の確立と、収支バランスが保たれていること。	△	5-4(2)の改善、向上方策 ・組織・運営等体制委員会において計画し、事業活動収支バランスが均衡になるよう平成30年度決算に向け実施。
	5-5. 会計			
		(1) 学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を実施していること。	○	
		(2) 会計監査の体制を整備し、厳正に実施していること。	○	

基準5総評

本法人の管理・運営および経営については、寄附行為及び学校法人八戸工業大学管理運営規程を始めとする諸規程に基づいて行われている。事業計画及び事業報告、財務情報については、対外的に公開しており、経営の規律と誠実性が維持されている。また、毎年度、事業計画および事業報告を理事会で確定・実施しており、使命・目的を実現するために継続的に努力している。さらに、環境や人権・個人情報について配慮すると共に、危機管理体制についても整備されている。

本法人の最高意思決定機関である理事会は外部理事を含む理事12名、監事2名で構成されており、月1回の会議が開催されている。また、評議員26名からなる評議員会においては、理事会からの諮問事項に関する意見交換が行われている。寄附行為には、理事会の運営方針と監事の職務等を明確にされており、学校法人としての適正で円滑な業務の遂行のための方針が明記されている。したがって、使命・目的の達成に向けた意思決定の体制が整備され、適切に機能している。

理事会には、学長および副学長2名が参画しており、法人と大学との連携・チェックが円滑に行われている。また、大学においては、部長会が組織され、大学の重要な課題について審議されているが、これには法人事務局長が参画しており、大学の意思決定についても法人事務局と大学の連携・チェック体制が機能している。

平成28年度に策定した経営改善計画に基づいて財務運営が行われている。また、この経営改善計画についても継続的に進捗管理・見直しを行っており、安定した財政基盤の確立に向けて努力している。その結果、平成28年度以降、教育活動収支差額がプラスに転じているなどの成果が得られている。ただし、事業活動収支差額が常態的にプラスになっておらず、継続的な改善が必要である。

本大学の会計処理は、「私立学校振興助成法」、「学校法人会計基準」、「学校法人八戸工業大学経理規程」等に基づき適正に行っている。会計監査については、私立学校振興助成法第14条第3項に基づき、監査法人による監査を毎年定期的に受けている。また、本法人の監事2名による監査、それを支援する内部監査室を合わせて三様監査体制を整備し、厳正に実施している。

基準	点検項目	評価の視点	判定	改善、向上方策（判定が△か×の場合に記入）
基準 6.	内部質保証について			
	6-1. 内部質保証の組織体制			
		(1) 内部質保証のための恒常的な組織体制の整備と、その責任体制が確立していること。	○	
	6-2. 内部質保証のための自己点検・評価			
		(1) 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施と、結果の共有が行われていること。	△	<p>6-2 (1) の改善、向上方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検・評価のサイクル（現状では4年に1度）や学生や社会の意見を取り入れるための仕組みの見直しとそれに基づく改善の継続などが必要。 ・JABEE認定の無い学科について、仕組みづくりを検討し、実施する。
		(2) IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データ収集とその分析が行われていること。	△	<p>6-2 (2) の改善、向上方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IR委員会の設立から日が浅く、継続的な分析方法がまだ確立しておらず、更新作業などを単純化するよう、IR委員会を中心に検討中である。 ・IRの必要性についての認識不足を解消するため、全教職員向けに全学的な説明会開催や、IR担当者の統計解析や分析結果を反映する資料作成の能力向上を目的としたセミナーへの派遣を積極的に行っている。 ・研究IRについては収集方法を、経営IRには分析方法についての検討が必要である。 ・IRデータの公表・開示範囲およびその方法についての検討が必要である。 ・IRデータをもとに、大学の教育改革の意思決定を行うを機関を明確化し、それに基づいて教育改善を行う必要がある。
	6-3. 内部質保証の機能性			
		(1) 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みについて確立され、機能していること。	△	<p>6-3 (1) の改善、向上方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教学部門以外（研究・社会貢献、経営など）に関するPDCAサイクルの充実を図る必要がある。 ・改善の方針を提案から決定までの機能性を高める必要がある。 ・IR情報の利用および学科のPDCAサイクルとの連携方法の確立による機能性向上が必要である。

基準 6 総評

内部質保証のための恒常的な組織体制整備およびその責任体制は確立されている。しかし、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施と、結果の共有に関しては不十分である。
 IRなどを活用した十分な調査・データ収集とその分析については教学部門を除けば、不十分である。
 内部質保証の機能性についても、全学的にPDCAサイクルの仕組みが確立され、機能しているとは判定できない。

基準	点検項目	評価の視点	判定	改善、向上方策（判定が△か×の場合に記入）
基準 7.	社会連携について			
	7-1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供			
	(1)	大学施設の開放、公開講座など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供を行っていること。	○	
	(2)	企業や他大学との適切な関係の構築がされていること。	○	
	(3)	大学と地域社会との協力関係の構築がされていること。	○	

基準 7 総評

大学の施設は図書館、教室、グラウンド等の外部利用が可能となっていてその利用実績もあり、見学会も受け入れるなど外部に開放されている。さらに、公開講座や出張講義の実施、地域や企業の課題解決のための研究組織の設立、地域との連携を強めるためのプラザの設置など、人的資源の提供も積極的に行っている。また、企業や国内外の大学等とも協定を締結して交流を推進しており、共同研究や受託研究の受け入れ実績があるなど、それらとの適切な関係が構築されている。地方自治体とも連携協力協定を締結して共同研究や受託研究を受け入れる体制が整備されており、両者の協力関係が構築されている。

IV. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第83条	○	内部監査室教学監査結果に対応する改善を実施 (12/20教授会、12/26文部科学省届出)	1-1
第85条	○	学則第2章第3条	1-2
第87条	○	学則第3章第4条	3-2
第90条	○	学則第5章第10条	2-1
第92条	○	学則第16章第59条、第60条 管理運営規程第3章第13条～第17条	3-2、4-1 4-2
第93条	○	学則第16章第61条	4-1
第104条	○	学則第8章第33条、 大学院学則第8章第32条～第34条	3-1
第105条	○	学則第11章第41条	3-1
第109条	○	学則第1章第2条	6-2
第113条	○	学則第1章第2条	3-2
第114条	○	学則第16章第60条	4-1、4-3
第122条	○	学則第5章第13条	2-1
第132条	○	学則第5章第13条	2-1

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第4条	○	学則第3章から第10章	3-1、3-2
第28条	○	文書保存規程	3-2
第146条	○	学則第3章	3-1
第150条	○	学則第5章第10条	2-1
第161条	○	学則第5章第13条	2-1
第162条	○	学則第5章第13条	2-1
第163条	○	学則第4章第7条	3-2
第165条の2	○	学生要覧	1-2、2-1 3-1、3-2 6-3
第166条	○	学則第1章第2条	6-2
第172条の2	○	学則第1章第2条	1-2、2-1 3-1、3-2 5-1
第173条	○	学則第8章、学位規程	3-1
第178条	○	学則第5章第13条	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第1条	○	学則第1章第1条	6-2、6-3
第2条	○	学則第1章第2条	1-1、1-2
第2条の2	○	学則第2章第3条	2-1
第2条の3	○	入学試験委員会規程	2-2
第3条	○	学則第2章第3条	1-2
第4条	○	学則第2章第3条	1-2

第6条	○	学則第17章第63条	1-2、3-2 4-2
第7条	○	学則第16章第59条	3-2、4-2
第10条	○	学則第16章第60条	3-2、4-2
第11条	○	管理運営規程第3章第22条	3-2、4-2
第12条	○	管理運営規程第3章第22条	3-2、4-2
第13条	○	講義要目	3-2、4-2
第13条の2	○	管理運営規程第3章第13条	4-1
第14条	○	学則第16章第60条 管理運営規程第3章第22条	3-2、4-2
第15条	○	学則第16章第60条 管理運営規程第3章第22条	3-2、4-2
第16条	○	学則第16章第60条 管理運営規程第3章第22条	3-2、4-2
第16条の2	○	学則第16章第60条 管理運営規程第3章第22条	3-2、4-2
第17条	○	学則第16章第60条 管理運営規程第3章第22条	3-2、4-2
第18条	○	学則第3章第5条	2-1
第19条	○	学則第7章第23条	3-2
第20条	○	学則第7章第23条	3-2
第21条	○	学則第7章第24条	3-1
第22条	○	学則第7章第25条	3-2
第23条	○	学則第7章第24条	3-2
第24条	○	学則第7章第24条	2-5
第25条	○	学則第7章第27条	2-2、3-2
第25条の2	○	講義要目	3-1
第25条の3	○	就業規則第7章第50条	3-2、3-3 4-2
第27条	○	学則第7章第27条、履修規程第27条	3-1
第27条の2	○	履修規程第5条	3-2
第28条	○	学則第12章第44条	3-1
第29条	○	学則第12章第45条	3-1
第30条	○	学則第5章第15条	3-1
第31条	○	学則第11章	3-1、3-2
第32条	○	学則第7章第30条	3-1
第34条	○	学生要覧第5章	2-5
第35条	○	学生要覧第5章	2-5
第36条	○	学生要覧第1章	2-5
第37条	○	大学要覧第17	2-5
第37条の2	○	大学要覧第17	2-5
第38条	○	学則第17章第63条、学生要覧第5章	2-5
第39条の2	○	学則第17章第63条	2-5
第40条	○	資産管理規程第3条	2-5
第40条の3	○	経理規程第5章第30条	2-5、4-4
第40条の4	○	寄付行為第2章第4条	1-1
第41条	○	事務組織規程第3章	4-1、4-3
第42条	○	事務組織規程第3章第6条	2-4、4-1
第42条の2	○	事務組織規程第3章第6条	2-3
第42条の3	○	SD委員会規程	4-3

学位規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第2条	○	学則第8章第33条	3-1
第10条	○	学則第8章第33条	3-1
第13条	○	学則第7章	3-1

私立学校法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第35条	○	寄附行為第3章第6条	5-2、5-3
第36条	○	寄附行為第3章第17条	5-2
第37条	○	寄附行為第3章第12条、第15条、第16条	5-2、5-3
第38条	○	寄附行為第3章第7条	5-2
第39条	○	寄附行為第3章第8条	5-2
第40条	○	寄附行為第3章第10条	5-2
第41条	○	寄附行為第4章第20条	5-3
第42条	○	寄附行為第4章第22条	5-3
第43条	○	寄附行為第4章第23条	5-3
第44条	○	寄附行為第4章第24条	5-3
第45条	○	寄附行為第7章第42条	5-1
第46条	○	寄附行為第5章第37条	5-3
第47条	○	寄附行為第5章第36条	5-1
第48条	○	寄附行為第5章第38条	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第99条	○	内部監査室教学監査結果に対応する改善を実施（12/20工学研究科委員会、12/26文部科学省届出）	1-1
第100条	○	大学院学則第2章第3条	1-2
第102条	○	大学院学則第9章第36条	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第155条	○	大学院学則第9章第36条	2-1
第156条	○	大学院学則第9章第36条	2-1
第157条	○	大学院学則第9章第36条	2-1
第158条	○	大学院学則第1章第2条	2-1
第159条	○	大学院学則第2章第7条	2-1
第160条	○	大学院学則第9章第36条	2-1

大学院設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第1条	○	大学院学則第1章第2条	6-2、6-3
第1条の2	○	大学院学則第1章第6条	1-1、1-2
第1条の3	○	大学院学則第9章第38条	2-1

第1条の4	○	大学院学則第6章	2-2
第2条	○	大学院学則第2章第4条	1-2
第3条	○	大学院学則第2章第6条	1-2
第4条	○	大学院学則第2章第5条	1-2
第5条	○	大学院学則第2章第3条	1-2
第6条	○	大学院学則第2章第5条	1-2
第8条	○	大学院学則第6章	3-2、4-2
第9条	○	大学院学則第6章第24条	3-2、4-2
第10条	○	大学院学則第2章第5条	2-1
第11条	○	大学院学則第4章第12条	3-2
第12条	○	大学院学則第4章第11条	2-2、3-2
第13条	○	大学院学則第4章第21条	2-2、3-2
第14条の2	○	講義要目	3-1
第14条の3	○	大学院学則第1章第2条	3-3、4-2
第15条	○	大学院学則第13章第52条	2-2、2-5 3-1、3-2
第16条	○	大学院学則第8章第32条	3-1
第17条	○	大学院学則第8章第33条	3-1
第19条	○	大学院学生要覧	2-5
第20条	○	資産管理規程第3条	2-5
第21条	○	資産管理規程第3条	2-5
第22条	○	大学院学則第15章第57条	2-5
第22条の3	○	経理規程第5章第30条	2-5、4-4
第22条の4	○	大学院学則第2章第3条	1-1
第42条	○	大学院学則第6章第25条	4-1、4-3
第43条	○	SD委員会規程	4-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第3条	○	大学院学則第8章第32条	3-1
第4条	○	大学院学則第8章第33条	3-1
第5条	○	大学院学位規程第9条	3-1
第12条	○	大学院学位規程第19条	3-1